

(案)

「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」
設置要領

(設置)

第1条 札幌市（以下「市」という。）は、「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及に向け、冬季競技団体等が意見交換及び連絡調整などを行う。

(事業)

第3条 連絡会議では、次の活動を進める。

- (1) 冬季国際大会の誘致
- (2) 冬季競技の普及・振興
- (3) アスリートの発掘・育成
- (4) その他、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及

(委員)

第4条 連絡会議は、別表に定める職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、必要に応じ、有識者や市関係職員等の出席を求めることができる。

(役員)

第5条 連絡会議には次に示す役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内

2 会長は委員による互選により決定する。

3 副会長は会長が指名する。

(開催)

第6条 連絡会議の開催は、会長が決定する。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、北海道環境生活部スポーツ局及び札幌市スポーツ局スポーツ部内に置く。

(部会)

第8条 連絡会議は、第3条に定める事業を円滑に進めるため、必要な部会を設置するこ

とができる。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

(附則)

この要領は、平成28年 6 月 8 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 5 年11月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 6 年 6 月11日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 6 年10月23日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 8 年 7 月〇日から施行する。

北海道・札幌冬季競技団体連絡会議設置要領 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
第1条 ～第4条 （省略） （開催） 第5条 連絡会議の招集および開催については、会長がこれを決する。 （事務局） 第6条 本会議の事務を処理するため、北海道環境生活部スポーツ局および札幌市スポーツ局内に事務局を設置する。 （部会） 第7条 第3条の業務を効率的に遂行するため、連絡会議に部会を置くことができる。 （その他） 第8条 本要領に規定する事項のほか、運営上の細目は事務局において別途定めるものとする。	第1条～第4条 （省略） （役員） 第5条 連絡会議には次に示す役員を置く。 （1） 会長 1名 （2） 副会長 3名以内 2 会長は委員による互選により決定する。 3 副会長は会長が指名する。 （開催） 第6条 連絡会議の招集および開催については、会長がこれを決する。 （事務局） 第7条 本会議の事務を処理するため、北海道環境生活部スポーツ局および札幌市スポーツ局内に事務局を設置する。 （部会） 第8条 第3条の業務を効率的に遂行するため、連絡会議に部会を置くことができる。 （その他） 第9条 本要領に規定する事項のほか、運営上の細目は事務局において別途定めるものとする。	・ 役員の選任にかかる規定を新設 ・ 第5条の新設に伴い、以降の条番号を修正